

## 保険制度について（Q & A）

Q		A	
安全共済会	1	共済金はいくら支払われるのですか。	医療機関に支払った保健医療総額の 30%が支給されます。ただし、180日を限度、金額が1,001円以上50万円以下のものが対象となります。なお総医療点数333点以下（1,000円以下）の場合は対象外となります。
	2	どんな時に共済金を支給していただくことができるのですか。自分で転んでケガをした場合も支給されるのでしょうか。	子ども会活動中のケガであれば給付の対象となります。あらかじめ定められた子ども会活動として、年間行事計画に示されているものであれば、共済金給付の対象となります。
	3	食中毒・熱中症などは、安全共済会の場合は対象となるのでしょうか。	子ども会活動により生じた疾病の場合は、共済金給付の対象となります。
	4	大人たちだけの活動をしていました。そこでケガをしました。支給の対象となりますか。	子ども会を育成する組織の活動で、あらかじめ定められた子ども会に関する活動であるならば、給付の対象となります。
	5	提出する領収書は写しでいいのですか。	共済金申請のために医療機関での領収書を原本にすると、他に使うことができないので写しになっています。
	6	医療費補助等により領収書がない場合はどうしますか。	領収書または診療証明書に点数の表示がありますので、診療証明書のコピーを提出してください。
	7	医療装具代は補助されますか。	医師が治療上必要と認めた場合は補助します。購入した医療装具の領収書、医師からの証明書のコピーを提出ください。
賠償責任保険	8	子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払いはできますか。	子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。集合場所と自宅の往復途中は対象外となります。
	9	お祭り等で子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合は支払いの対象となりますか。	子ども会が販売または提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任は対象外です。
	10	子ども会行事（廃品回収）のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中に第三者の車を壊した。支払いの対象となりますか。	借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償（対人・対物）は、その車についている保険（自賠責保険・自動車保険）により補償することになり、子ども会の賠償責任保険では対象外となります。

※「子ども会賠償責任保険」で対象となる事故は…

- 子ども会の行事中であること
- 『子ども会として』被害者から損害賠償を求められている事故であること
- 被害者から求償があること

以上の場合が請求対象の基本となります。

## ※新型コロナウイルス感染による共済金請求について

### 【共済金について】

- ・子ども会行事の中で、新型コロナウイルスに感染したと判断される場合は、医療共済金の対象となります。子ども会行事で感染したかどうかは、診断した医師や保健所等の判断によります。
- ・治療が全額公費で賄われ、保険適用がない場合は、医療共済金の対象にはなりません。
- ・①子ども会活動との因果関係 ②感染の経路 ③指定感染症の取り扱い（健康保険の取り扱い）など諸状況をもとに規定に沿って判断していくことになるので、事案が発生したら事務局までご相談ください。